令和5年度「心の輪を広げる障害者理解促進事業」実施要領

1 趣旨

障害者に対する県民理解の促進を図るため、障害のある人とない人の心のふれあいをテーマとした体験に基づく作文と、障害者週間のポスターを広く募集し、優秀作品を表彰する。

2 主 催

内閣府、埼玉県、埼玉県教育委員会

- 3 「心の輪を広げる体験作文」
 - (1) 作文の題及び内容

作文の題は自由とし、障害のある人とない人との心のふれあいの体験をつづったものとする。応募作品は未発表のもの1編に限る。

- (2) 募集区分は、①小学生部門、②中学生部門、③高校生・一般県民部門の3部門とする。
- (3) 字数及び用紙等

1編当たりの字数は、小学生、中学生については400字詰め原稿用紙2~4枚程度とし、高校生・一般県民については400字詰め原稿用紙4~6枚程度とする。なお、用紙は、原則としてB4判縦書き400字詰め原稿用紙を使用する。

(4)制限字数を著しく超える又は不足する場合は、優秀賞・最優秀賞の審査対象としない。

4 「障害者週間のポスター」

(1) 内容

障害者に対する理解促進に資するものとし、障害のある人とない人の間の相 互理解・交流等を造形的表現で訴えるものとする。また、<u>標語その他の文字は</u> 入れないものとする。応募作品は、未発表のもの1作品に限る。

- (2) 募集区分は、①小学生部門及び②中学生部門の2部門とする。
- (3) 規格、画材等
 - ①規格は、画用紙B3判(横364m×縦515m)又はいわゆる四つ切り(横382m×縦542m)を使用し、これに満たない作品は、B3判又は四つ切りの大きさの台紙に貼付する。

なお、最優秀作品については、内閣府に推薦するため、内閣府が指定する規格である<u>縦位置(縦長)の作品から選出</u>する。

②彩色、画材は、自由とする。

(4) 注意事項

より多くの方に機会を設ける趣旨から、過去に内閣府の入賞作品として受賞された者の作品については、内閣府への推薦は行わない。

5 募集方法

(1) 記載事項

別紙様式に、題名、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、職業又は学校・学年、住所、電話番号その他参考となる事項を記載して添付すること。

(2) 応募先

埼玉県福祉部障害者福祉推進課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-3310

FAX 048-830-4789

※さいたま市内にお住まいの方又はさいたま市内に在学・在勤の方は、 さいたま市の募集事業に応募する。

(3) 募集期間

令和5年7月3日(月)から9月1日(金)【必着】

6 入賞者

応募作品の中から、部門ごとに、最優秀賞1作品、優秀賞2作品、佳作5作以内を選考し、入賞とする。入賞者には令和5年10月中旬頃に通知する。

また、入賞作品のうち部門ごとに最優秀作品1作品を、内閣府が実施する「心の輪を広げる障害者理解促進事業」に推薦する。

7 表彰及び発表

- (1) 入賞者には、賞状及び記念品を贈る。
- (2)入賞者は、県で行う「障害者週間」記念事業に招待し、表彰する。また、作品集として取りまとめる。

8 その他

- (1) 応募された作品の著作権は主催者に帰属し、原則として作品は返却しない。 ただし、返却を希望する旨の申し出があるときは、送料を応募者負担として 返却する。
- (2) 応募された作品は、募集期間の末日から1年間保管後、処分する。
- (3) 個人情報については入賞等の連絡の必要がある場合にのみ使用する。 ただし、内閣府へ推薦する作品の応募者の情報については、内閣府に情報提供をする。また、入賞作品の応募者氏名、学校名、学年等について、作品集等に掲載する。